



島根県報

平成19年 5 月25日 (金)
号外 第 77 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

選管告示

大田選挙区島根県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について
の決定

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第71号

平成19年 4 月 8 日執行の大田選挙区島根県議会議員一般選挙における当選の効力に関し、島根県大田市朝山町仙山415番地 2 波多野誠から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。

平成19年 5 月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

決 定 書

島根県大田市朝山町仙山415番地 2

異議申出人 波多野 誠 (53歳)

上記の者から平成19年 4 月16日付けで提起された平成19年 4 月 8 日執行の大田選挙区島根県議会議員一般選挙 (以下「本件選挙」という。) における当選の効力に関する異議の申出について、島根県選挙管理委員会 (以下「当委員会」という。) は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を棄却する。

第 1 異議申出の要旨

異議申出人 (以下「申出人」という。) は、本件選挙について、当選人和田章一郎 (以下「本件当選人」という。) の当選を無効とするとの決定を求める旨の申出をしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件当選人は次のように申出人の立候補の権利を妨害しており、そのため本件当選人の当選は無効である。

- 1 平成19年 1 月25日、本件当選人は申出人宅を訪問し、「お金をやるから選挙にでるな。領収書をもってこい。」と言った。
- 2 その後、本件当選人は申出人の知人に対して、申出人が立候補しないように働きかけた。

第 2 決定の理由

当委員会は、本件申出を適法なものとして認めこれを受理し、申出人の口頭意見陳述を聴き、慎重かつ厳正に審理した。

ところで、当選の効力に関する争訟における当選を無効とする違法事由は、当選人決定についての違法、即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるところ (名古屋高等裁判所平成 4 年12月17日判決)、申出人の申出理由は上記違法事由に該当しない。

また、当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定

められている（公職選挙法第251条）ことに徴すると、当選人の行為の罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであるが、本件当選人が本件選挙に関して公職選挙法第16章の規定に基づく罰則適用の対象となり、そのために刑に処せられたという事実は認められない。

以上から、申出人の申出には理由がない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成19年 5 月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美